# 茨城県かすみがうら市 企業立地のご案内

~ 活力あふれる県南の産業拠点 ~



茨城県かすみがうら市は、県の南部、関東平野の中央部に位置し、筑波山系の山々と霞ヶ浦に囲まれた、人口約42,000人の自然豊かな田園都市です。春には美しい山桜が咲き、水辺では150種の野鳥が観察できるなど、自然豊かな環境に魅かれて、霞ヶ浦湖岸に整備された総延長180kmのサイクリングコース「つくば霞ヶ浦りんりんロード」には多くのサイクリストも訪れます。近年は、このサイクリング環境を活かした自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」が霞ヶ浦湖畔で開催され、また、レンタサイクルでの果物狩りや地産地消グルメを楽しむ体験型サイクリングプログラム「かすみがうらライドクエスト」も年間を通じて楽しめるなど観光スポットとしても注目されています。



## ● かすみがうら市の概況………

本市は、都心から約70km、県都である水戸市へ約30km、つくば研究学園都市や茨城空港へ約10kmの距離に位置し、幹線交通網として常磐自動車道や国道6号・JR常磐線が市を縦断するなど、首都圏や県内主要地域への交通アクセスに優れています。

市の玄関口であるJR常磐線神立駅の周辺には住宅や商業施設、診療施設や保育所などが集まり、コンパクトで生活に便利な市街地を形成しているほか、筑波山系に接する西部エリア、霞ヶ浦に面した東部エリアには豊かな自然環境が保たれています。このような都市基盤と自然が調和した生活環境や中核都市である土浦市やつくば市との至近性などが評価され、「住みよさランキング2017」(東洋経済新報社)では関東圏で6位、全国で53位の高順位にランキングされました。



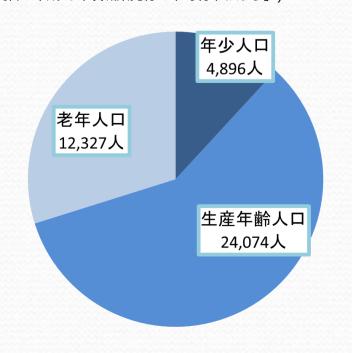


#### ■土地・人口

	総面積	156.60km²			
	可住地面積	90.89km²			
	人口	42,193人 (平成31年1月1日時点 住民基本台帳より)			

# ■年齢別人口割合

(資料:平成29年茨城県発行「市町村早わかり」)



#### ■保育・教育

保育園・認定こども園 (平成30年4月1日時点)	認可保育所8か所(公立3/私立5) 認定こども園2か所(私立) ※利用定員1,094人 (待機児童0人)
小学校	8校(児童数2,071人) (平成31年1月4日時点)
中学校	3校(生徒数1,124人) (平成31年1月4日時点)

# ■生活基盤

保健・福祉施設	7か所(保健センター2,福祉施設2,児童館3)	
図書館・博物館	3か所	
公民館等	11か所	
運動公園	4か所(体育館、プールを含む)	
老人福祉施設	15か所(特養7, グループホーム8) 17か所 ※病院は市隣接地(土浦市内)に立地 9店舗 (スーパーマーケット、ホームセンター等)	
病院・一般診療所		
大規模小売店舗 (売場面積1,000㎡以上)		
水道普及率	95.1%(平成30年4月1日時点)	
汚水処理普及率	90.7%(平成30年4月1日時点)	

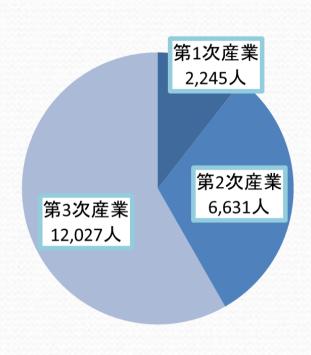
# 2 かすみがうら市の産業………

本市は、温暖な気候から果樹栽培が盛んで、フルーツ狩りを楽しめる観光果樹園が多く、古くより「果樹観光地」を形成しています。また、霞ヶ浦沿岸におけるレンコン栽培や伝統的な加工技術による水産加工品は、

「霞ヶ浦ブランド」として全国的に知れ渡っています。また、昭和30年代後半から数か所の工業団地が造成され、国内でもトップクラスで世界的に需要の高い建設機械等の産業用機械関連企業をはじめ、金属関連産業、輸送用機械器具製造業等が立地しており、市街化区域内の人口増加につながっています。可住地面積の8%弱に総人口の5割近くが居住、併せてサービス業、卸・小売業が中心部に集積しています。

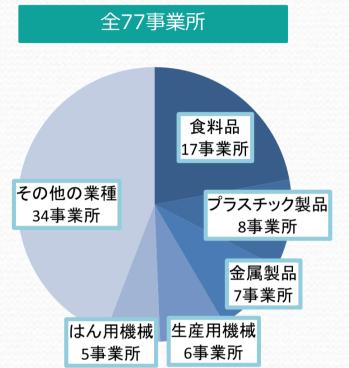
## ■産業別就業者割合

(資料:平成27年国勢調査)



# ■製造業の事業所数

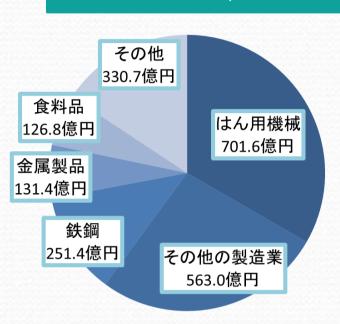
(資料:平成29年工業統計調查)



## ■業種別製造品出荷額

(資料:平成29年工業統計調查)

製造品出荷額等 2,104.9億円



# ❸ 工業団地のご紹介

本市では、工業団地として市内6か所に工業専用地域、準工業地域および工業地域が指定されており、 オートリブ㈱、東京製綱㈱、日立建機㈱など多様な業種における国内外のトップメーカーも多数立地しています。



# 

本市では、固定資産税の免除や、合計で最大4億円となる設備投資・敷地整備等助成金など、近隣自治体では例のない手厚い支援策をご用意しています。特に、敷地の整地や敷地に付随するインフラ(調整池や排水路等)の整備を対象とした助成金(最大2億円)は、全国的にも例が少ない支援策として注目されています。また、市内6か所の工業団地は、経済産業省の「地域未来投資促進法」が定める重点的に立地を促進する区域として、工場立地法による緑地面積率などの規制が大幅に緩和されていることから、工場用地の効率的な活用が可能となっています。

# (1) 固定資産税の免除 (産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例)

対 象:企業立地(新増設) した法人(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、

情報通信技術利用業、自然科学研究所、宿泊業)

**免除対象**:新増設に伴う土地(家屋の敷地部分)・家屋・償却資産

適用期間:工業専用地域への立地:立地から5年間 / その他地域への立地:立地から3年間

※本社機能移転の場合、その他地域への立地も5年間

適用条件:市内在住の従業員を5人(中小企業は3人)以上新たに雇用

ただし、免除対象の設備投資額の合計が1億円以上であること。

### (2)企業立地促進助成金 (企業立地促進条例)

#### 適用条件

企業の立地(新増設)を行い、市内在住の従業員を5人(中小企業は3人)以上新規雇用ただし、立地の場合の投下設備投資額が新設の場合は2億円(中小企業は1億円)以上、事務所等の増設等の場合は1億円(中小企業は5千万円)以上であること。

#### 1設備投資助成金

- ・設備投資額の5%(1億円を限度)助成
- ※本社機能移転の場合は設備投資額の10% (2億円を限度)助成

#### ②雇用促進助成金(新規雇用従業員)

- ・1人当たり30万円を助成
- ※本社機能移転の場合は1人当たり 50万円を助成

#### ③敷地整備・インフラ整備助成金

- ・整備額の25%(1億円を限度)助成
  - ※本社機能移転の場合、整備額の50%(2億円を限度)助成

・敷地整備 :企業の立地に必要な土地の区画形質の変更(造成・整地・伐採等)

・インフラ整備 :調整池・排水路施設等の整備

## (3)企業立地促進融資利子補給金 (企業立地促進融資利子補給要綱)

対 象:市内に市企業立地促進条例に基づく企業の新増設を行うために、茨城県工場等

立地促進融資を受けた者

交付内容:融資元金残高の1%を交付

**交付期間**:5年間 **限度額**:3,000万円(通算)

#### (4) 緑地面積率等の緩和 (重点促進区域における緑地面積率等を定める条例)

	緑地面積率 (工場立地法 20%以上)	環境施設面積率 (工場立地法 25%以上)
土浦・千代田, 逆西工業団地	10%以上	15%以上
西山, 向原, 天神, 加茂工業団地	5%以上	10%以上

※(1)~(3)の優遇制度をご利用いただくには、事前に<u>地域未来投資促進法</u>に基づく「地域経済牽引事業計画」を作成し、 県の承認、国の確認を受ける必要があります。そのため、立地をご検討の際は、お早めに市担当課にご連絡ください。



茨城県かすみがうら市 地域未来投資推進課

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田562

TEL: 029-897-1111(代表)

E-Mail: syoukou@city.kasumigaura.lg.jp